

訳注 晉書刑法志(二)(未定稿)

内田智雄

傳曰、殷周之質、不勝其文、及昭后徂征、穆王斯耄、爰制刑辟、以
 詰四方、奸宄弘多、亂離斯永、則所謂夏有亂政而作禹刑、商有亂政
 而作湯刑、周有亂政而作九刑者也、古者大刑用甲兵、中刑用刀鋸、
 薄刑用鞭朴、自茲厥後、狙詐彌繁、武皇帝並以爲往憲猶疑、不可經
 國、乃命車騎將軍守尚書令魯公、徵求英俊、刊律定篇云爾、漢自王
 莽篡位之後、舊章不存、光武中興、留心庶獄、常臨朝聽訟、躬決疑
 事、是時承離亂之後、法網弛縱、罪名既輕、無以懲肅、

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「詰」
が「誥」になつてゐる。

△百衲本・南監本には「網」が「綱」
になつてゐる。

古書に「殷周の質は其の文に勝たず」とある。周の昭王が南征して帰らなか

つたり、穆王が老衰したりした時代になると、刑罰を制定して、四方の国々を詰めたが、犯罪はますます多くなり、世の乱れは永く続くこととなつた。つまりいわゆる「夏に乱世があつて禹刑を作り、商に乱世があつて湯刑を作り、周に乱世があつて九刑を作る。」というものである。むかしは大刑には軍隊を用

い、薄刑には鞭や朴むち つけを用いたが、刑罰が用いられるようになつたそののちは、世の詐りごとがいよいよ多くなつた。武皇帝は、従来の法律にはなお疑義が多く、国を治めることができないと考え、そこで車騎將軍しゃじきじょうぐんで尚書令じょうじょれいを兼任して、魯公の賈充こうじゅうに命じ、優秀な学者を召し集め、刑法典を改定させた次第であつた。

漢代では王莽おうもうが帝位を奪つてからの中、旧來の法令は姿を消してしまつた。

光武帝が漢を中興すると、心を裁判や刑罰にとどめ、つねに政府に出御して訴訟をききさばき、きめがたい事件に自ら裁決を下した。当時は乱れていた時代のあとであり、法律の網がゆるんでおり、罪刑の判定も軽くなつていたので、世の悪事をこらし正すことができなかつた。

注① 昭王・穆王。

昭王・穆王は紀元前一〇〇〇年頃の周の天子。史記の周本紀に「昭王の時、王道微欠し、昭王、南のかた巡狩して返らず、江上に卒す」とあり、昭王が不徳であ

a 「殷周の質は其の文に勝たず」。
礼記表記の文。殷周の時代には簡易質朴よりも繁華複雑が重んぜられたという意味で、ここでは法律や刑罰が増大し複雑化してきたことを示している。

b 「夏に乱世があつて：九刑を作る」。
左伝昭公六年の文。訳注漢書刑法志三三一四頁参照。なお九刑は周の衰世に作られた刑書の名と伝えられているが、詳細は明らかでない。

c 大刑には軍隊を用い、薄刑には鞭や朴を用いた。

國語の魯語の文にもとづいている。
訳注漢書刑法志五頁の注(3)参照。

d 武皇帝。

武皇帝は晉の武帝(265—289A.D.)をさす。

晉の律令の編纂は武帝の父の文帝の時に始められた。詳しいことは刑法志の後文を見よ。

e 車騎將軍。

漢代にはじまる將軍名。晉代では公の位に比せられるものもあつた。

f 尚書令。

勅命の宣布や官僚の人選を掌る役所の長官。ただし賈充伝には尚書僕射ぼくやとなつていて、僕射は次官。

つたため、船頭が船を沈めて溺死させたという伝説もある。穆王は昭王の子で、また不徳な君主であつて、犬戎という部族の征伐を行ない、これがため夷狄は心服せず、諸侯間の平和も乱れ、それで晩年に呂刑（甫刑ともいう）という刑罰を制定したと伝えられている。

g 魯公の賈充。

賈充の伝記は晉書卷四〇にある。魯郡公に封ぜられた。

h 王莽。

漢に代つて新(8B.C—23A.D.)といふ國を立てたが、間もなく[△]び、後漢が復活した。後漢はまた東漢とも呼ばれ、前漢または西漢と区別されている。

i 光武帝。

後漢初代の天子(25—57A.D.)。

梁統乃上疏曰、臣竊見元帝初元五年、輕殊刑三十四事、哀帝建平元年、盡四年、輕殊死者刑八十一事、其四十二事、手殺人皆減死罪一等、著爲常法、自是以後、人輕犯法、吏易殺人、吏民俱失、至於不羈、臣愚以爲刑罰不苟務輕、務其中也、君人之道、仁義爲主、仁者愛人、義者理務、愛人故當爲除害、理務亦當爲去亂、是以五帝有流殛放殺之誅、三王有大辟刻肌之刑、所以爲除殘去亂也、故孔子稱、仁

△南監本には「殊」が「誅」になつて
いる。

者必有勇、又曰、理財正辭、禁人爲非曰義、高帝受命、制約令、定法律、傳之後世、可常施行、文帝寬惠溫克、遭世康平、因時施恩、省去肉刑、除相坐之法、他皆率由舊章、天下幾致升平、武帝值中國隆盛、財力有餘、出兵命將、征伐遠方、軍役數興、百姓罷弊、豪桀犯禁、姦吏弄法、故設遁匿之科、著知縱之律、宣帝聰明正直、履道握要、以御海內、臣下奉憲、不失繩墨、元帝法律、少所改更、天下稱安、孝成孝哀、承平繼體、卽位日淺、聽斷尚寡、丞相王嘉等、猥以數年之間、虧除元帝舊約、穿令斷律、凡百餘事、或不便於政、或不厭人心、臣謹表取其尤妨政事、害善良者、傳奏如左、伏惟陛下苞五常、履九德、推時撥亂、博施濟時、而反因循季世末節、衰微軌迹、誠非所以還初反本、據元更始也、願陛下宣詔有司、悉舉初元建平之所穿鑿、考其輕重、察其化俗、足以知政教所處、擇其善者而從之、其不善者而改之、定不易之典、施之無窮、天下幸甚、

△百衲本・宋明本・朝鮮本・斠注本には「元」が「先」になつていて、
△百衲本には「或」が「成」になつていて、

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「善良」
が「良善」になつていて、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・
南監本・秘閣本には「傳」が「傳」

になつていて、

^a 梁統はそれで次のように上奏した。「卑見によれば、元帝の初元五年に、死刑

^a 梁統。
後漢書卷三四に伝記がある。

を軽くしたのが三十四事例、哀帝の建平元年^cから四年にいたるまでに、死刑者の刑を軽くしたのが八十一事例であったが、そのうちの四十二事例は、人を手ずから殺したものについて、いずれも死罪より一等を減じたものであつて、これを明文化して永続的なおきてとした。それからのちは、民は軽々しく法を犯し、役人は簡単に人を殺し、役人も人民とともに道をふみはずし、しめくくりのつかぬありさまになつた。私が思うに、刑罰は軽くすることに努めさえすればよいというものではなく、罪に適合することに努めるべきである。人に君たるもののは、仁義を主とする。仁者は人を愛し、義者はおのれの務めを正しく行なうものである。人を愛するが故に民のために害を除くべきであり、務めを正しく行なうが故に民のために乱を除くべきである。されば五帝^dの時代に流・殛^e・放^f・殺^gのしおきがあり、三王ⁱの時代に死刑や皮膚に刻り傷をつける刑罰があつたが、これらは民のために害を除き乱を除き去るためのものであつた。だから孔子は『仁者は必ず勇あり』といい、また『財を理め辞を正し、人の非を為すを禁ずるを義と曰ふ』ともいつている。漢の高祖^jは天命を受けて帝位につき、簡単な法令を定め、また法律を制定し、これを後世に伝え、いつまでも施行できるようにした。文帝は寛大で恵みぶかく温厚で治才に富み、時あたかも世の中が平穏であったので、時勢に応じて恩恵を施し、肉刑を省き去り、連坐の法を除いたが、そのほかはみな旧来の制度に従い、天下は太平の近

b 元帝の初元五年。
元帝は前漢後期の天子(48-33B.C.)
初元五年は44B.C.

c 哀帝の建平元年。
哀帝は元帝より一代後の天子(7-1
B.C.)建平元年は6B.C.

d 五帝。
中国太古の伝説時代の五人の天子。これには諸説があるが、史記では黄帝・顓頊・帝嚳・堯・舜とされており、帝王世紀では黄帝のかわりに小昊^hを、易の繫辭伝では顓頊と帝嚳のかわりに庖犧と神農とを数えている。

e 流・殛^e・放^f・殺^g。
流と殛と放とは、いずれも罪人を遠隔の地に移す刑罰、殺は死刑。訳注漢書刑法志の九貞の注(6)参照。

f 三王。
夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王をさす。

g 「仁者は必ず勇あり」。

h 「財を理め辞を正し、人の非を為すを禁ずるを義と曰ふ」。易經の繫辭伝下の文。

i 漢の高祖。
前漢初代の天子(206-195B.C.)。

j 簡単な法令を定め。

原文は「制約令」とある。「約」は高祖が民と法三章を「約束」したという「約」の義にも解される。

k 法律を制定し。
肅何に九章の律を作らせたことをねり、連坐の法を除いたが、そのほかはみな旧来の制度に従い、天下は太平の近

おもを思はずのような状態であった。

ところが武帝^mは、中国が隆盛で、財力に余りがある時代に際会し、兵をいだし将軍を任命し、遠方を征伐したので、軍役がしばしばおこって、人民が疲弊し、民間の有力者は禁令を犯し、悪い役人は法をもてあそんだ。そこで遁匿の科ⁿを設け、知縦の律^pを作った。宣帝^qは聰明正直で、正道をふみ行ない綱要を把握して、海内を統治し、臣下は法を遵奉して、おきてをふみはずきなかつた。元帝^rは法律をあまり変更しなかつたので、天下の人々は世の平安をたたえた。成帝哀帝^sは平穏な時代のあとをうけて位をついだが、哀帝は即位して日が浅く、裁判ごとにだざわわることがなねくなかった。この時、丞相の王嘉^tなどが、みだりに数年の間に、まえまえの天子の法令を削減し、令や律に改廃を加えること百余項目にわたつたので、あるいは政治に不便をきたし、あるいは人心にあきたらぬものが生じた。私は謹んでそれらのうち、とくに政治に妨げとなるものや、善良な民に害をなすものをとりあげて、左の通りに上奏つかまつる。

伏しておもんみるに、陛下は五常^uをそなえ九徳^vを実践し、時勢をおしはかって世の乱れを治め、博く仁政を行なつて当世をすくうていられるが、それにもかかわらず、末の世のこまどりしたおきてや、衰えた世のやりかたにかかり従つていられるのは、おことに初めに還り本にかえり、根本に立つて更新

○知縦の律。

後漢書梁統伝には首匿とある。遁匿は首匿の誤りかも知れない。首匿の科とは、犯罪者をかくまつた張本人を罰する法。

○知縦の律。
人が人の犯罪を見たり知つたりしてそれを故意に見逃すのを罰する法。
訳注漢書刑法志五二頁、注④参考照。

p 宣帝。(74—49B.C.)

q 元帝。(9—33B.C.)

r 成帝哀帝。
成帝は(33—7 B.C.) 哀帝は(7—1 B.C.)

s 王嘉。

王嘉の伝記は漢書卷八六にある。彼は哀帝の建平三年(4B.C.)に丞相となり、元寿元年(2B.C.)に罪をもつて下獄して死んだ。王嘉が法を改めたことは、漢書の彼の伝には見えていない。

t 令や律。

原則的にいつて、律とは刑法典として制定せられたもので、刑罰を中心とする。令とは律以外に天子が詔勅によって、隨時公布したもので、律のにとどめる。ただし必ずしも厳密に区別して用い場合もある。

u 五常。
人が永久不変に守るべし仁義礼智信の五つの徳。

する所以ではない。願わくは陛下、役人たちに詔を下して、初元建平年間に除
去された律令をすべてとりあげて、その輕重を考え、民の感化に役立つか否か
を察せられるならば、政治や教化が如何にあるべきかを知ることができるであ
りましょう。そしてその善いものをえらんでこれに従い、善くないものはこれ
を改め、不变の法典を制定し、これを永久に施行されたならば、天下の幸甚と
するところである」と。

事下三公廷尉、議以爲隆刑峻法、非明王急務、不可開許、統復上言
曰、有司猥以臣所上不可施行、今臣所言、非曰嚴刑、竊謂高帝以
後、至于宣帝、其所施行、考合經傳、比方今事、非隆刑峻法、不勝
至願、願得召見、若對尚書近臣、口陳其意、帝令尚書問狀、統又
對、極言政刑宜改、議竟不從、

この問題が三公^aと廷尉^bにさげわたされた。討議の結果、嚴刑や峻法は明君の
急務ではない、許可してはならぬことになった。梁統が再び上書してい

^v九德。謨によると、「寬にして栗、柔にして立、慮にして恭、亂にして敬、擾にして毅、直にして塞、強にして溫、簡にして廉、義にして剛」とされてゐる。

^w初元建平年間。初元は元帝(49—33B.C.)の年号、48—4B.C.まで。建平は哀帝(7—1B.C.)の年号、6—3B.C.まで。

うのには、「有司は無思慮にも、わたくしの上言したことを施行すべきではない」という。いまわたくしの申しているのは、刑を厳しくせよというのではなくい。恐れながら思うに、高帝以後宣帝にいたるまで^c、その施行した律令は、経伝^dと考えあわせ、当今の事情に比較してみると、嚴刑峻法ではなかつた。何とぞお願い申しあげる、願わくはお口通りを許していただきか、あるいはじきじきに尚書など近臣にあい、「口づからわたくしの考えを申し述べたい」と。帝は尚書に命じて詳細をたずねさせた。梁統は対面して、また政治や刑罰の改めるべきことを極言した。しかし彼の意見には結局従われなかつた。

注② その施行した律令は、……当今の事情に比較してみると。

梁統伝ではこの部分は、「その施行するところ、多く経伝に合す。よろしく今事に比方し、これを往古に驗すべし。ここに前典に遵へば、事改めがたきなし」となつてゐる。

及明帝即位、常臨聽訟觀、錄洛陽諸獄、帝性旣明察、能得下姦、故尙書奏、決罰近於苛碎、至章帝時、尙書陳寵上疏曰、先王之政、賞不僭、刑不濫、與其不得已、寧僭不濫、故唐堯著典曰、流宥五刑、眚災肆赦、帝舜命臯陶以五宅三居、惟明克允、文王重易六爻、而列

^c 高帝以後宣帝にいたるまで。
高祖(206—195B.C.)から宣帝(74—49B.C.)まで、約百五十年間。

^d 経伝。経は詩・書・礼・易・春秋など。伝は経に準ずる書物、または経の内容を説明した書物など。

^e 尚書。後漢時代の尚書は、天子の政治の中枢機にあづかる任にあつた。三貢の注③参照。

叢棘之聽、周公作立政、戒成王勿誤乎庶獄、陛下卽位、率由此義、而有司執事、未悉奉承、斷獄者急於榜格酷烈之痛、執憲者繁於詐欺放濫之文、違本離實、箠楚爲姦、或因公行私、以逞威福、夫爲政也、猶張琴瑟、大弦急者小弦絕、故子貢非臧孫之猛法、而美鄭僑之仁政、方今聖德充塞、假於上下、宜因此時、隆先聖之務、蕩滌煩苛、輕薄筆楚、以濟羣生、廣至德也、帝納寵言、決罪行刑、務於寬厚、

後漢の明帝^aが即位すると、常に聴訟観^bに臨御して、洛陽の都で行なわれる裁判のことをすべおさめた。帝は生れつき明察で、よくしもじもの悪事をつかむ

ことができたので、尚書が奏上して、刑罰の決定が苛酷煩瑣のきらいがあるといふほどであった。章帝^cの時になり、尚書の陳寵^dは上奏して次のように述べた。「先王の政治では、賞はそれに相当しないものにあたえることなく、罰はそれに相当しないものに加えることがなかつた。やむを得ずしていづれかを選ばなければならぬとすれば、賞をそれに相当しないものにあたえても、罰をそれには相當しないものに加えないほうがましであるとした。そこで唐の堯帝も典

a 明帝。(57—75A.D.)

b 聽訟観。

後漢時代には聴訟観という名称は見あたらぬ。三国魏志の明帝紀には、「太和三年冬十月、改平望觀曰聴訟観、帝常言、獄者天下之性命也、常幸觀臨聽之」とある。

c 章帝。(75—88A.D.)

d 陳寵。

章帝の時に尚書、和帝の時廷尉となり、のちに司空となり、延平元年(106A.D.)に歿した。

をあらわして、『流刑を設けて五刑を寛宥し、過失はたとえ人に害をおよぼすことがあつても赦免せよ』といい、舜帝も臯陶に『五刑の代りに、それそれに相当する流刑に処せられた罪人は、懲らしめのかせを加え、五種のかせを加えられた罪人は、その罪状によつて遠近三等の地域に流配せよ。いずれもその罪状を明らかにして、その罪を妥当なものとして服せしめるようにせよ』と命じている。周の文王は易の六爻をかさねて、叢棘そうきょくの中で訴訟を聽きさばくという制度じどをたててゐるし、周公は立政じとうを作つて、成王にもろもろの裁判や刑罰を誤るなと戒しめてゐる。陛下は即位されてより、この精神に従つていられるが、係りの役人やその下僚たちは、まだ十分にこれを遵奉してゐるとはいえない。罪人をさばくものは、むちで撃つという酷烈なやりかたで苦痛をあたえるのに急であり、法を執り行なうものは、事実を曲げて勝手気ままな法の適用を行ない、あるいは公事によつて私利をはかり、これによつて権勢をほしいまま盛んに行なつてゐる。根本を失ない事実から離れ、むちの威力によつて不正を行なっている。およそ政治を行なうということは、あたかも琴瑟の絃を張るようなもので、太い絃を強く張れば、細い絃は切れてしまうものである。だから子貢kもこの喻えをひいて、臧孫1のきびしい政治をそしり、鄭の子產mの仁政をほめている。いま聖徳はみちみちて天地にあまねくいきわたつてゐるが、よろしくこの時運に乗じて、古えの聖王の政治を今に盛んにし、煩瑣で苛刻な法を一掃

e 唐の堯帝も典をあらわして。
尚書堯典のこと。ただし今の偽古文
尚書では舜典に入れてある。

f 「流刑を設けて五刑を寛宥し、過失はたとえ人に害をおよぼすことがあるても赦免せよ。」鄭玄は「眚災爲人作患害者也、過失雖有害則赦之」と注している。

^g 皋陶。堯舜時代の賢人で、舜より獄官の長に任せられ、刑法を作ったと伝えられて いる。

i 叢棘の中で訴訟を聽きさばくといふ制度。易經の坎の卦の上六の爻辞に、「用徽纆、寘于叢棘」とあるのにもとづく。罪人を繩で縛り、いばらで埋めん。だ。土地に坐らせて訴訟を裁く。生度。いいばらで朋む理由については、生度。易の王弼の注は、法の峻厳犯すべからざることを示し、かつそこで犯してた罪過を反省させるためであるといつており、また周礼鄭玄の注は、いばらのしんが赤くてとげのあるところから、司法官が赤心をもつて刑をなうことを表すとしている。

し、笞刑など刑罰を軽減して、万民の生を全うせしめ、聖徳を広大にせらるべきである」と。帝は陳寵のことばを採用し、罪の決定や刑の施行には、努めて寛大でおもいやりを深くした。

j 立政。
書經の篇名。

k 孔子貢。
孔子の弟子。

l 漢孫氏。
魯の大夫。

m 子產。
鄭の大夫、公孫僕のこと、僕は喬ともかく。

其後遂詔有司、禁絕鈷鑽諸酷痛舊制、解祆惡之禁、除文致請讞五十餘事、定著于令、是後獄法和平、永元六年、寵又代郭躬爲廷尉、復校律令、刑法溢於甫刑者、奏除之曰、臣聞禮經三百、威儀三千、故甫刑大辟二百、五刑之屬三千、禮之所去、刑之所取、失禮卽入刑、相爲表裏者也、今律令、犯罪應死刑者六百一十、耐罪千六百九十八、贖罪以下二千六百八十一、溢於甫刑千九百八十九、其四百一十大辟、

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・
南監本・秘閣本・斠注本にはいざれ
も「百」の下に「七」の字がある。

千五百耐罪、七十九贖罪、春秋保乾圖曰、王者三百年一蠲法、漢興以來三百二年、憲令稍增、科條無限、又律有三家、說各駁異、刑法繁多、宜令三公廷尉、集平律令應經合義、可施行者、大辟二百、耐罪贖罪二千八百、合爲三千、與禮相應、其餘千九百八十九事、悉可詳除、使百姓改易視聽、以成大化、致刑措之美、傳之無窮、未及施

△宋明本には「未」が「木」になつて
いる。

行、會寵抵罪、遂寢、寵子思、忠後復爲尙書、略依寵意、奏上三十二條爲決事比、以省請讞之弊、又上除蠶室刑、解贓吏三世禁錮、狂易殺人、得減重論、母子兄弟相代死、聽赦所代者、事皆施行、雖時有鑄革、而舊律繁蕪、未經纂集、

そののち、つづいて係りの役人に命じ、鉛や鑽など、甚だしい苦痛を伴なう従来の刑罰を禁止し、妖惡の禁^{けん}を解除し、法律の上からは有罪となるが、特別に天子の裁決を仰ぐことになつていた五十余の事項を除き去り⁽³⁾、これを定めて法令に書きあらわした。これから後は裁判や法律の適用がおだやかになつた。

永元六年、陳寵はまた郭躬に代つて廷尉となつたが、今度は律令の規定を検討し、刑罰規定のうちで甫刑からみ出るものは削除することを奏上して、次のように述べた。「私は『礼經は三百、威儀は三千』ときいている。だから甫刑には、大辟に該当する罪の条項が二百、五刑の条項があわせて三千とされている。礼が見離せば刑がこれをひき取り、礼を失えばすぐに刑に陥いるというように、礼と刑とはたがいに表裏をなすものである。いま律令では、罪を犯した場合に、死刑に該当する罪の条項が六百十、耐罪に該当する条項が千六百九十八、

a 鉆や鑽

a 鉛や鑽。
b 妖惡の禁。鉛は鉛と同じ、鐵の首かせをはめる
こと。鑽は膝蓋骨を除き去るのに用
いる「きり」のことで、臘刑のこと。
いざれも酷刑である。

d 郭躬。
後漢書卷四六に伝記がある。

c 永元六年。
D. 永元は和帝の年号、永元六年は94A.

呂刑ともい、書經の篇名。周の穆王が司法の長官であつた呂侯に命じて作らせた刑罰に関する記録とされ
てゐる。

f
「礼記の中庸篇および礼器篇にもとづく。「礼經三百」は、周礼篇の三百六十九官をさすとする説もあるが、おそらくその

贖罪以下の条項が二千六百八十一あり、甫刑からはみ出すものが千九百八十九、そのうち四百十条は大辟、千五百条は耐罪、七十九条は贖罪に關するものである。春秋保乾圖に、「王者は三百年にひとたび法を除き去る」とある。

漢が興つてから三百二年、法令は次第に増し、細目条項は無数になり、また法律の解釈に三派があつて、その説がそれぞれ異なり、法令が余りにも多すぎるあまりさまである。よろしく三公と廷尉とに命じて、律令のうち、經書の精神に合致し、実施して然るべきものを整理して、大辟に相当する罪の条項二百と、耐罪および贖罪の条項一千八百と、あわせて三千とし、礼と対応させるべきである。その残りの千九百八十九の条項は、ことごとく一掃するのがよろしい。かようにして民心を新たにし、盛大な教化を完成して、刑を用いなかつた古えの美風をもたらし、これを末永く伝えたいものである」と。このことがまだ施行されないうちに、たまたま陳寵は罪にふれることがあり、そのまま沙汰やみとなつた。陳寵の子は忠で、忠はのちにまた尚書の官になつたが、ほぼ陳寵の趣旨にそつて、三十二条を決事比^pとすることを奏上し、これによつて天子の特別な裁決を仰ぐ制度にともなう弊害を除いた。また蚕室の刑^pを除き去り、財物を不正に収得した官吏に対するは、子孫三代にわたつて仕官を禁止するという制度を廃止し、また発狂して正氣を失なつて人を殺した場合には、死刑より軽い判決を下すことができ、母子兄弟が身がわりとなつて死刑になる場合には、その

らくは礼の大きな綱目が三百ほどもあるという意味であろう。「威儀」は礼の小さな規定のこと。
g 大辟。
死罪をいう。

h だから甫刑には、……五刑の条項があわせて三千とされてゐる。陳寵の考えでは、甫刑の大辟二百は礼経三百に、五刑の属三千は威儀三千に、それぞれ対応するものとしているようである。

i 耐罪。

耐罪は刑罰のことである。これを労役刑に堪え服するといふ意味で、耐罪といふのは、耐は堪える意味で、耐ら名付けられた。またこれを「耐」ところかうのは、耐は頬の毛を示し、「彫」は毛髪のかたちをあらわす。杜林の説によれば、法に關係ある文字は「寸」の字につくるところから、後に「彫」を「耐」と書くようになったという。

j 賠罪。
k 甫刑からはみ出すものが千九百八十九。この時の罪の条項が合計四千九百八十九で、甫刑の五刑の属三千といつてゐるのにくらべて、千九百八十九条だけ多いことになる。

l 春秋保乾圖。

m 法律の解釈に三派があつて、この三派は具体的に知ることができないが、後出の叔孫宣、郭令卿、馬融鄭玄らをさすものかと思われる。

代られた本人の赦免を聽許されるように奏上し、そのことはみな施行せられた。かように、時によつて部分的な改廃はあつたけれども、旧来の律は繁雑なままで、いまだ整理統一されるということはなかつた。

注(3)

法律の上からは有罪となるが、特別に天子の裁決を仰ぐことになつてゐた五十余の事項を除き去り。

原文は、「除文致請讞五十餘事」となつてゐる。「文致」とは、訳注漢書刑法志（六八頁）の「孝景中五年、復下詔曰、諸獄疑、雖文致於法、而於人心不厭者、輒讞之」に見られる如く、法の条文の上からは法にふれるとされるものである。後文に陳寵の子の忠が、「略依寵意、奏上三十二條爲決事比、以省請讞之弊」とあるところから考へると、陳寵の場合も請讞による弊害を除くために、決事比を作る意図であつたと思われる。請讞とは、重罪でしかも裁判の決しかねる場合に、特別に天子の裁決を求めるなどをいう。

n 礼。

「礼經は三百、威儀は三千」をさす。

o 決事比。決事比例ともいう。いまの判決例にあたるもので、律令の正文の規定がない場合に引用して、判決の事例とするものをいう。比は例に同じ。

p 蚕室の刑。

宮刑をさす。宮刑を行なうときには、風と寒さを避ける必要があるので、蚕室のように密閉し温めた部屋に罪人を入れるとこから、この名があざるといわれている。

訳注 晉書刑法志 (一) 正誤表

頁行	誤	正
86 補 訂	86 86 82 81 80 77 76 74 脚注 1 11 脚注 13 18 脚注 20 脚注 14 脚注 4 2 南監本は 中異の地 獄に留めず 天下大酺	駢文調 南監本・駢注本は 中冀の地 獄を留めず 令天下大酺
再赦曰老耄△ 本 文	後漢桓帝 (146—167) のと靈帝 犯臍者墨其體 南監本 (嘉、三七) には「墨」が「黒」になつてゐる。 百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・秘閣本・駢注本にはいづれも「黒」が「墨」になつてゐる。	駢文調 南監本・駢注本は 中冀の地 獄を留めず 令天下大酺
△駢注本には「耄」が「旄」になつてゐる。	脚 注	